

Title	米国連邦民事訴訟規則における E-ディスカバリー規 定の導入とその現状
Author(s)	藤本,利一
Citation	阪大法学. 2009, 59(3,4), p. 241-266
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55175
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

米国連邦民事訴訟規則における E-ディスカバリー規定の導入とその現状

藤 本 利

は め に

術の加速度的発展により、訴訟運営の電子化を肯定的にとらえる動きもあり、注目に値する。基本的な方向性とし 識しつつ、粘り強く検討し、絶え間なく改善していくことが必要になるものと考える。こうした作業を進めていく が約束されているのかは、まだよく分からない。おそらくは、そのもたらす果実とともに、負の側面をも併せて認 て、電子化それ自体は避けがたいものであろうが、電子化が進むことによって、民事訴訟の審理にどのような未来 ことで、いずれはあるべきところに収斂するのであろう。 今日、電子情報を訴訟上どのように取り扱うべきか、という世界的に共通の問題が存在する。ITに関係する技 703 (2009.11)

民訴規則」という。)に規定されたE–ディスカバリーの実情とその問題点をリチャード・マーカス教授へのインタ そこで、本稿では、こうした問題を考える一つのきっかけとして、先頃米国連邦民事訴訟規則(以下では、「連邦 $(3 \cdot 4 - 241)$

ビューにおけるご示唆とそのご論考をもとに、紹介し、検討することを目的とする。

問題となるし、 本稿の対象とはしない。 る裁判例等を詳細に検討することは行わない。 しかし、本号における紙幅の都合上、Eーディスカバリーに関する連邦民訴規則の構造や具体的な論点に関連す 連邦民訴規則に対するローカル・ルールによる修正や、国際民事訴訟での取扱い等も問題となるが、 さらに、すでに蓄積されている日本法の文献や業績については、 また、E-ディスカバリーは、連邦民訴規則にとどまらず、 基本的に言及しないこと 州法でも

をお断りしておく。 カス教授の分析を紹介する。そのうえで、この分野における日本法研究への意義について、若干のコメントを加え スカバリー導入の社会への影響を参照し、その後、 以下においては、 まず米国におけるE-ディスカバリーに関する連邦民訴規則改正の経緯を概観した後、 連邦民訴規則改正の評価と今後の進むべき方向性に関するマー E-ディ

ディスカバリーをめぐる連邦民事訴訟規則改正とE-ディスカバリーの登場

る。

確認する。わずか一○年ではあるが、それが米国連邦民訴規則におけるE−ディスカバリーの歴史であるとされる まず、ここでは、過去一○年間、E−ディスカバリーに関して連邦民訴規則改正の議論がどのように推移したかを

1 ディスカバリーの興隆とその影響(4)

一定の価値はあろう。

摘されたように、 背景として重要なことを以下に確認しておく。 アメリカの訴訟においても、 一九三〇年代における連邦民訴規則における広範なディスカバリー手続の採用は、 それほど古い時代ではないということである。Stephen N. Subrin 教授がか 現在のような強力なディスカバリーが認められるようになっ

反大法学)59(3•4-242)704〔2009.11〕

このことは、 あ 連邦民訴規則を反映する規則を採用したり、または州固有の規則のもとでディスカバリー手続を拡充した。しかし、 頃には、 り 他 ディ のどの 当事者主義的運用の開示手続を知らない他の国々に、 ス カバ 地域にも見られないものであった。 リー全盛 の時代といわれるようになっていた。 当時定められたルールが厳格なものではなか ほとんどの州がこうした連邦の動きに追随し、 さまざまな反応を引き起こしたともいわれ ったため、 七〇年

る?

米国に

おいて、

ディスカバリー手続の拡充が社会的に問題となった背景には、

裁判所に対して救済を求める前

えば、五○年代から六○年代にかけての複写機の登場と普及は、 六○年代には、 での救済を求める機会が拡大された。たとえば、一九四七年に、最初の連邦証券詐欺訴訟が提起され、五〇年代と あったとされる。このように、 の重要性を拡大した。また、 て、私人による訴訟を通じて救済を実現する方法を多数採用したのである。これらの変革は、 として、実体法の整備、 製造物責任法が制定され、全米に広まっていった。連邦議会と州議会は、 拡充が進んだことがある。一九三○年代以降、 同様に、 米国における証拠収集方法の拡充は、 技術の発展もディスカバリー ディ の重要性拡大に貢献したといわれており、 実体法の発展、 スカバリーにとって、きわめて重要な事 アメリカの実体法は急速に発展し、 すなわち裁判所による私人へ さまざまな根拠に基づい ディスカバリー手続 裁判 たと 所

邦民訴規 米国に かつ制限するものであった。たとえば、一九八三年改正における、(『3) 厠 おけるディ 設正(0 動きがそれ スカバ IJ を明らか ーの運用に対する批判的な動きが時を同じくして生じたことに異論は にしている。 この改正における、 基本的な方向性は、 デ イ ス な い。 い。 カ IJ を封 連 0

この努力は、

連邦民訴規則二六条(b)

(2)

(c)

連

の救済の拡大とともに、革新的な技術の登場に影響を受けてきた、ということが理解できる。

2

デ

スカバ

リー

を抑制する動き

込め、

なされた改正は、こうした努力を補強するものであって、連邦民訴規則二六条氏、二六条は、二六条ほがそれに該 は、弁護士がディスカバリーにおける訴訟戦略の正当性を明らかにすることを求めるものであった。一九九三年に の拡大を引き起こしたとされる。さらに、それは、連邦民訴規則一一条と二六条8の修正を生んだ。これらの改革 に結実した。また、これは一六条仏と同条心への同年の改正とともに、ディスカバリー手続に対する裁判所の管理

(2009, 11)

706

当するとされる。 こうした努力にもかかわらず、ディスカバリーに対する懸念はなくならなかったため、一九九六年に設置された(m)

続において、裁判所による管理ないし監督が必要であるということであった。 うして、意見聴取のために、経験豊富な弁護士が招集されたが、多くの弁護士が同意したのは、ディスカバリー手 ディスカバリーのさらなる改革のためにさまざまな知見を得るべく、実務家から意見を聴取することにあった。こ(写)

委員長であった第四巡回区連邦控訴裁判所判事 Paul Niemeyer により推進されたが、その重要な特徴の一つは、

民事規則諮問委員会によるディスカバリー改革プロジェクトが立ち上げられた。このプロジェクトは、その委員会

59

 $(3 \cdot 4 - 244)$

ルールに、 摘が多数の弁護士から寄せられたのである。その結果、 士会とのこの意見聴取の機会において、ディスカバリーにおける真の難問が電子メールをめぐるものであるとの指 この一連の会議において、E-ディスカバリーが新たな問題として指摘された。一九九七年初めに始まった弁護 E-ディスカバリーに関する諸規定が含まれていないことが明らかとなったとき、失望が生まれたとい ディスカバリー改革プロジェクトから生まれた種々の改正

E‐ディスカバリー問題の登場

われる。

しかしながら、その時点の連邦民訴規則改正において、Eーディスカバリーに関する諸問題を取り上げることは

護士から、以下の二点が主張された。

具体的なアイデアを持ち合わせていなかったのである。その結果、二〇〇〇年の連邦民訴規則改正においては、(፡3) 困難であった。これらの問題はあまりに新しく、 成熟性がまだ不十分であったため、 活発に討議されはしたが、 かつ、 当時技術の発展が急速であっ 誰もそれらを解決するためになすべきことについ たため、 換言すれ ば 技術

-ディスカバリーに関連する諸規定を導入しないことが決定した。 ⁽²⁾

に向けられ

うになった。二○○○年一月に、 し、E-ディスカバリーに関して意見交換を行った。その会合において、E-ディスカバ かしながら、二○○○年の連邦民訴規則改正が終わると、ふたたび関心はE−ディスカバリー 諮問委員会の Niemeyer 委員長とマーカス教授は、 ABA訴訟部局 関心のある複数の

リー

に

弁

の会合に

Е

7 0

業に徹底してほしいにもかかわらず、なかなか依頼者自身にこの点を真剣に考えてもらえないことによる。 連邦民訴規則に盛り込んでほしいということ。これは、訴訟対応リスクに鑑み、電子情報の管理を依頼者である企(36) 電子メールやコンピューター等に保存されている電子情報をE–ディ スカバリ ーの対象とするル もっと Ì ル を

第二に、多くの弁護士から、E-ディ スカバリーについて「何をすればよいかを教えてほしい」 とい われ たようで

ていることがわかる。この意見を述べた弁護士の願いは叶ったということであろう。

後述する米国実業界におけるE–ディスカバリーの影響を見れば、すでに現在では、企業の対応が大きく変化

ある。要は**、**情報の保存方法や開示対象などについて**、**諮問委員会がE−ディスカバリーに関する詳細なプロ^(ឱ) コ

を規定してほしいということであった。 たとえば、 E-ディスカバリーを扱うコンピュ で統一するだけでも、 弁護士にとってはありがたいことである。 しかし、そうならないことは明らかであろう。 ーターソフトを指定し、

デ

1

スカバ

リーを扱うコンピュ

1

ター

0) プロ

グラムは市場に流通する商品であり、

諮問委員会が、

仮に技術的

な

707 (2009.11)59 (3•4-245)

ていくものであり、規則改正には数年かかることを考えれば、その時点で指定した商品は、 知識を十分に有していたとしても、特定の製品を推薦することはできない。また、これらの製品は絶えず改善され 数年後、 改正された規

則が発効する時点で、古いものとなっているからである。

な多女でを明らて 一つしゃのとれてつ

結局、E-ディスカバリーに関連する連邦民訴規則制定は見送られた。時期尚早ということである。 E−ディスカバリーの費用負担、⑸秘匿特権の放棄に関する諸問題への対応、である。この二○○○年の会議でも、(ヨ) 命令がない限り、不開示の電子情報を提出する義務を、相手方当事者に課さないこと、(3)電子情報の保存方法、(4) は、⑴E-ディスカバリーの論点に関する早期の討議を命じる連邦民訴規則二六条⑴を改正したこと、⑵裁判所の の会議では、二〇〇六年改正と一致する一連の領域が検討されていた。二〇〇六年改正で取り上げられた諸問題と 一方、Ε−ディスカバリーの更なる研究は継続的になされ、その成果が二○○○年一○月の会議で公表された。こ(※) (※) (※) E-ディスカバリーへの対応

E-ディスカバリーに関する規則制定を行うべきかどうかを尋ねる書面を送付し、回答を求めて。送付された書面 には、その時点までの委員会の作業状況と規則制定をすべき領域が、概括的にまとめられていた。(※) 二年ほどのブランクの後、二〇〇二年九月に、諮問委員会は、全米から選抜されたおよそ二五〇名の弁護士に、

法に関する早期の会議を定めたもの、⑵三四条⑹:提出方法を定めたもの、⑶二六条⑹:アクセス可能性の問題を 次のような諸規定によって構成されていた。まず、①連邦民訴規則二六条①:とくに電子情報の提出方法と保存方 月に、改正案の要綱案を作成した。この要綱案は、最終的には、二〇〇六年一二月一日に発効することとなったが、 委員会は、その後、二〇〇三年にEーディスカバリーに関する規則改正について真剣な検討を始め、二〇〇四年八

取り上げるもの、4)三七条:電子情報の喪失について、制裁を限定づけるもの、最後に5三六条(b)5:秘匿特権に

大法学)59(3·4-246)708〔2009.11〕

かどうかは、

技術の進歩によって、容易に変化し得ると指摘されている。

(4)

か かわるとされる情報が提示されたケースを処理するため の プロ 1 コ ル に関するもの、

ス カバ リー に関する連邦民訴規則の特徴

E-ディスカバリーに関して制定された連邦民訴規則の諸規定の特徴をマー

カス教授の分析に従い確認

しておく。

命じるのではなく、 ①当事者双方の合意が重視されていること。 連邦民訴規則は、 当事者に、 提出の形式や情報の保存にかかわるさまざまな質問に対し それらの問題について協議することを求めてい

いた。 (3)(2)詳 裁判 細な命令規定を持たないこと。何をするべきかについて明確なル(⑶) 両当事者が争点について合意できないとき、 -所の監督が重視されていること。E−ディスカバリーが問題にされた一○年前から、 連邦民訴規則は、 裁判所の判断を尊重するよう定めている。 ールを望んでいた弁護士には残念であるが この点は指摘されて

ることは難しいと考えたからである。 連邦民訴規則にはそのようなルールは存しない。 たとえば、 連邦民訴規則二六条(b)(2)(B)のもとで、 諮問委員の知識は限られたものであり、 特定の電子情報が入手 将来の技術発展を予 可能

.手続開始段階におけるE-ディスカバリーの実施を重視していること。たとえば、 連邦民訴規則二六条(f) に基

されても、 づく早期の会議において**、** 連邦民訴規則改正は、 裁判官の判断を仰ぐ局面においては、そうした準備が説得材料として有利に働く 一方の当事者が事前に充分に準備したEーディスカバ プラグマティズムに基づいてなされていること。 (38) ディスカバリーを本質的に善か悪か、 リーに関する提案を相手方に

必要な情報

のアクセスを訴訟当事者に保障することにある。

た二分論で認識する人もいるようであるが、

連邦民訴手続におけるデ

ス 1

力

Ì

は

すなわち、

E-デ 1

スカバ バ IJ

IJ 0 ĺ 目的

に関する連邦民訴規

 $(3 \cdot 4 - 247)$ (2009.11)59 709

則の諸規定は、 具体的な事案において、情報の収集に関する負担をどのように分配すれば合理的か、 ということに

関するルールを提供することを目的としているのである。

コントロールしようという反動でもあった。もっとも、その背後には、実体法の整備による裁判所の果たす役割の であった。ディスカバリーの歴史は、こうした広く緩やかに認められるディスカバリー手続を裁判所の監督の下で 6 九三〇年代になされたディスカバリーの拡充は、 小括 その後、 他国をも巻き込む大いなるインパクトを持ったもの

尊重しつつ、最終的には裁判所の監督ないし判断によって処理するものだからである。 するには、 ものではなさそうにも思われる。 で実現したE-ディスカバリー規制のスキームは、既存のディスカバリーのスキームに目新しいものを付け加える 汲み上げながらなされた改正であったことは、記憶にととどめ置くべき事であろう。 同じく重要である。今次の連邦民訴規則改正が、実務にニーズのあるものであり、 いうことである。そして、何より、現場の弁護士や裁判官から、Eーディスカバリーの導入が主張されていたことも れのなかで新たに生じた問題である。やっかいであったのは、E–ディスカバリーに関連する諸規定の整備が実現 たんに法理論的な探求が深化することでは足りず、ITに関する技術的発展を待たねばならなかったと 個別具体的なルールを詳細には規定せず、手続の早期における両当事者の合意を かつ、その現場の意見を適切に しかし、連邦民訴規則のもと 結局のところ、 弁護士がE

を用意していないともいえるのである。

-ディスカバリーに際し「何をなすべきか」という質問に対して、連邦民訴規則は単純な計算式の答えのようなもの

拡大、そして、革新的な技術の発展が関係していたことには注意が必要である。 E–ディスカバリーは、こうした流 (阪大法学) 59 $(3 \cdot 4 - 248)$ 710 (2009.11) 初、

L

題材になっていると言うことである。 与えた影響を、 観しておく。 Е ーディ スカバリー 注目すべきは、 実業界、法曹界ない が導入されたことによって、 E-ディスカバ し直接的には法律事務所や弁護士、そして電子情報の訴訟利用をサポ 以下では、 リーの導入が、 E-ディスカバリー、ないし、 どのような影響が民事裁判実務に及んだかについて、ここで概 法曹界のみならず、 電子情報の訴訟利用が米国 般 のマスコミに も取 り上 げら 社会に 1

П

Е

デ

1

ス 力

バ IJ

Ì

導入の

ということについて、あまり自覚していなかったようである。 玉 |の実業界は、 もともと、

電子情報が訴訟上どのように取り扱われ、

その意味で、E-ディスカバ

IJ 1 マイ

の重要性 クロ

> 当 0

それが自らにどのような影響を及ぼ

ベンダー

に起きた事象を踏まえて確認する。

1

実業界に生じた影響

る。⁴¹ は この事件は、 内部の電子メール が反トラスト訴訟の資料として利用に供されるということを予見してい なかっ

正しく認識されていなかったとの指摘もある。たとえば、U.S. v. Microsoft 事件において、

かしながら、 その後、 電子情報が社会の注目を集めた初めての事件であった。 米国の実業界は、 Е ーディ スカバリー の重要性に気づき始めた。 その端緒とな たも ので、

りとりされる情報 合よりも、 かつまた、 多くの情報が保存されることになる。たとえば、正式の文書ではなく、 現在も重視される電子情報媒体に、 に には、 業務に関連する事以外にも、 電子メールがある。 幅広い 情報が蓄積されてい 般に、 電子情報には、 る可能性が 電子メールを利用して社内でや ·ある。 正式に書面化される場 そのため、

た情報が法廷に持ち出された場合、

当該企業に不利な影響の生じることが少なからずあると思われる。

すなわち、

59 $(3 \cdot 4 - 249)$ 711 (2009.11)

張される者との関わり合いを判断する材料として、問題となった時期の一連の電子メールのやりとりが重要な情報 職場でのハラスメントが訴訟で争われる際に、ハラスメントを受けたと主張する者と、ハラスメントを行ったと主

事前に会社内部での調査・判断において、ハラスメントがないとしていれば、その後、当該企業自体

電子情報を活用した訴訟で管理責任等を追及される可能性が生じる。

関する研修を従業員に施そうとしたようであるが、あまり実効的ではなかったとされている。 訟対応の問題などから、その重要性が認識されるようになった。初期の頃の対応としては、電子メールの取扱いに もともと、米国において、会社自体、電子メールを管理することの意識は高くなかったといわれる。しかし、訴

> 59 $(3 \cdot 4)$ -250)

業員の電子メール・データは会社に残っていないと述べたところ、その後、 とっては、 の結果、当該会社は、虚偽の陳述の責任を問われることを避けるために、一二五〇万ドルを支払うことになった。 の例が報告されている。ある会社が、9・11事件によって、メール・サーバーが破壊されたため、問題とされた従(4) 電子メールの使用方法について、従業員に対する研修や教育による事前規制が功を奏さないのであれば、会社に その電子情報の保管をどうするか、という問題に直面することになる。たとえば、こういった仲裁事件(⑷) 虚偽の陳述であることが発覚した。そ

こうした電子メール情報の管理保全の問題から、二○○六年中頃には、電子メールの送り手の設定によって、一

電子メールは、会社の別のサーバーや従業員個人のパソコンに残されていたのであった。

後には、 われる。 保険会社が被保険者となる会社の電子情報の管理や訴訟対応を問題とするようになったことがあるともい その送信したメールが自動的に消滅するという新しいサービスが紹介されるようになった。その背

会社は、自社の従業員がしていることを監視する方法として、インターネットの閲覧履歴や電子メー ルの

(2009, 11)

712

多くがその顧問先を変更した。」からである。

失敗すれば、 に、「秘密裏に探索する」ソフトも開発されている。こうした会社の対応は、会社が従業員の行動を監視することに(イロ) 用履歴をチェックし、 履歴情報を活用している。二〇〇一年に、 それ自身が職場でのハラスメントや類似の請求について、 かつ従業員の電子メールを探査しているとの報告がある。こうした調査をサポートするため(⑷) 米国にある会社のおよそ四分の三が、 責任を負わされる可能性が生じるからであ 従業員によるインター 1 0 使

それゆえ、 電子情報の訴訟利用は、 会社の行動を規律する一つの契機となっているのである。

署を設けるようになった、ということであろう。こうした動きは、 あったといわれている。すなわち、「E-ディスカバリーに対応する能力の欠如を理由として、 まず最初に確認しておくべきことは、多数の法律事務所が、 法律事務所や弁護士に生じた影響 事務所内部に、E-ディスカバリー対応の専門的な部 法律事務所の生き残りのために必要なことで 顧問先である会社

る問題である。 あると思われる。 なくされているということである。反対に、こうした変化に対応できなければ、 しかし、それ以上に問題となるのは、弁護士に求められる能力や法的知識が、 これは、 訴訟リスクに対応した電子情報の管理・保存について、依頼者に助言をする場合に生じ 弁護過誤の問題を生じるおそ 技術の発展とともに、 変化を余儀

におい る McDermott, Will & Emery 法律事務所では、新しい弁護士の類型を生み出そうとしていた。Eーディスカバ また、 E-ディスカバリーは、 法律事務所の組織のあり方にも影響を及ぼしたといわれる。 たとえば、 て劇的に生じる単純作業の量を委ねるには、 般のア ソシェイト弁護士の給与は高すぎるため、こうし シカゴ リー

業に専従する終身雇用形態のアソシェイト弁護士が必要となったからである。

E-ディスカバ

リーによって、こう

した新しい弁護士層が誕生する可能性が生じている。

以前は、勤務先から離れた顧客のオフィスの一角で、ハードコピーの文書をチェックしていたが、今や、勤務先に E-ディスカバリーによって、アソシェイト弁護士による文書の精査のあり方も大きく変化しているようである。

あるコンピューターのモニターの前で仕事をすることができるようになった。(⑤)

こうした変化によって、米国の法律事務所等はその仕事の一部を外部化しようと考え始めている。たとえば、二

は よれば、ワシントンに拠点を置く Howrey 法律事務所は、訴訟に関連する文書管理を行うため、インドにオフィス ○○八年一月付けの報道で、E-ディスカバリーの増大により、サンフランシスコに拠点を置く Del Monte Foods 訴訟に関する単純労働を外部化することを真剣に考え始めたとされている。また、同年二月付けの別の記事に

3 ベンダーの興降

を開設した。 (56)

見えるが、その一方で、Eーディスカバリー対応のサポートを謳うベンダーの重要性が増している。このことは、法 E-ディスカバリーに対応した部署を設置するなど、法律事務所は、その作業の内部化を企図しているようにも

律事務所ないし弁護士の業務の独立性そのものに大きな影響を与える。すなわち、ベンダーのサポート無しに、

日々の仕事をこなすことができなくなるということである。E-ディスカバリーへの対応をサポートするベンダー

存在が注目を集めるようになったのは、今から数年前のことであったとされるが、現在それは重要な存在となっ

ている。ある予測によれば、二○○九年一年間に、その業界の経済規模は四○億ドルを超えるといわれている。 こうした状況から、 弁護士にとって、ベンダーを利用するか否か、 利用するとしてどのベンダーを選ぶかという

ことは、必要とされる新しい専門スキルの一つになっている。というのも、ベンダーの選択に失敗すると、自分の

ス に 豪 二 に 。 大法学)59(3・4-252)714〔2009.11〕 ンダーへの対応に苦慮するのである。

4

しつこいくらいの売り込みや、 ベンダー側からの売り込みも激しさを増しているようである。 際限のない電子メールの送信にさらされており、 法律事 それは海でサメに囲まれ 務所や弁護士は、 ベ ンダー からの

仕事に支障が生じるからである。

況にあるとも比喩されている。

求される場面では、こうした対応には限界があることも指摘されている。(ੳ) 現しようという動きがある。しかし、一方で、 に、ベンダーを利用しさえすればそれで責任を果たしたことにはならない。 を利用しなか 安易に外部の専門家に頼ることをせず、パラリーガルを再教育し、Eーディスカバリーへの対応を事務所 問題は、 このようなベンダーが自己の業務にとって本当に必要なのか、 たために、 事後的に弁護士の過誤が問 個別の事件に対応したきめ細やかな処理や、 われるリスクがある。 ということである。 そのため、 そのため、 もっとも、 外部の専門家であるベンダ 法律事務所や弁護士は、 すでに註(59)で述べ 高度な技術的対応が要 このことを疑問 内部で実 たよう

といえる。 このように、 企業はその情報管理の徹底に苦心し、 E-ディスカバリーの導入を契機にして、従前、水面下で進行していたさまざまな変化が顕在化した 法律家は自己の仕事に必要とされる 「専門的スキル」 0 なか

を大量に生み出しているとともに、その作業の外部化をもたらしている。このような外部化は、 に対応する能力が書き加えられることになった。 減を求めて、 賃金の安い発展途上国に仕事を移すプロセスとも類似する。 それまでの執務体制の変化は、 また、 それについていけない このような外部化は、 まさに国 |内企業が 弁

I T

界を横断する形でも生じており、

E-ディスカバ

IJ

1

対応のべ

ンダ

ーの興隆は、

米国の弁護士自身の悩みを深めて

コス

削

(阪大法学) 59 (3・4-253) (2009.11)715

いる。

動的に徴収する電子システムに残された通行履歴が相手方配偶者の行動を特定するために活用されているとの報道 () はきわめて有用である。また、FasTrak というサンフランシスコベイにかかる橋を通過する自動車から、 れているようであるが、たとえば、離婚訴訟のような私人間の訴訟でも、電子情報の取扱いの問題は避けれられな このように、連邦民訴規則のもとでのE-ディスカバリーでは、大規模な事務所と企業間のかかわりが問題とさ 相手方配偶者の不適切な行動を確認するために、その者のノートパソコンや携帯電話等に保存された電子情報

■ 連邦民事訴訟規則改正の評価と今後の方向性

手続のもとで論じられているようであり、本稿では対象としない。

もある。これらのことは、わが国においても同様に起こり得るであろう。しかし、こうした問題は主として州法の

ようである。一方、技術の進歩は早く、E-ディスカバリーの今後を「予言」をすることは困難であろう。(65) 連邦民訴規則のもとでのE−ディスカバリーのこれからについて「予測」 をたてることにそれなりの意味はある。 以 最近、Eーディスカバリーに関する報道が日常化しているともいわれるが、あまり好意的な評価はされていない リチャード・マーカス教授の分析に従い、Eーディスカバリーに関する連邦民訴規則改正が、今後どのような展

1 ディスカバリーの「民主化」

開を見せるかについて、確認しておく。

手に仕掛ける「一方通行のディスカバリー」といわれ、被告側だけがリスクを抱えるものだと思われていた。 -ディスカバリーはより民主的なものになるといわれる。 最近まで、 E-ディスカバ リーは、 個人が大企業を相

(阪大法学) 59 (3・4-254) 716 (2009.11)

それゆえ、 携帯電話に保存されていた画像を提示することが命じられたケースがある。((6)) か E-ディスカバリーの負担は両当事者に生じることになる。 コンピュー ター の利用は大企業に限定されないし、 多数の国民が電子情報を作り出 たとえば、 職場でのハラスメント 保有してい 訴 訟の

せる命令がなされた。電子情報の活用が進んだ現代において、 で保険会社が訴えられた例では、 民事事件 や刑事事件において、 SNSが情報の宝庫であることはすでに認識されているし、 原告の健康状態を知るために、 訴訟に有意な情報は、 原告が Facebook などにアップした投稿を提 原告・被告といった当事者 医療補助費の 礻

立場にかかわらず、またいたるところに存在することに注意を払うべきであろう。

事務所や企業が、今後も、そのような大金を払い続けるかは不透明であるとされる。((8) (二○○八年の市場規模が三○億ドルといわれ、二○○九年には四○億ドルを突破すると予想されている。)、 2 ンダー ベ ンダーの今後 が今後も隆盛を誇るかは不確実であろう。 過去一〇年間の業者の収入は天文学的数字になっ てい

法律 るが

3 相手方のコンピュー タ・システムへのアクセスの可否

子情報を「コピー」することだけでなく、それらを直接 二〇〇六年の改正で注目されなかった点であるが、 連邦民訴規則三四条⑷⑴によれば、 「テストし」、「収集する」ことができる。 相手方当事者の文書や電 そうしたテスト

手方当事者のコンピュー やサンプリングの規定は、 可能性を制限しようとしたが、この新しい三四条により、 ター・システムへのアクセスを認めた原審の判断を覆した。(gi) 以前は、 有体物について認められていた。 相手方のコンピ 今次改正の前に、 ユ Ì ター 連邦民訴規則諮問委員会では、 ある連邦控訴裁判所が、 に直接アクセスができるの

その

か

という興味深い問題が残されることになった。

59 (3•4-255) 717 (2009.11)

連邦民訴規則二六条図の新たな役割

これは、 連邦民訴規則一一条の強化とともに、一九八三年に追加された規定である。一一条については大きな反

響が生じ、その後、一九九三年に再度改正されたが、二六条宮は無視され続けた。『空

する際に、弁護士は、何がなされ、かつ何時それがなされるのかということを、相手方や裁判所に、 E-ディスカバリーは、二六条gに「新しい命」を与えたといわれる。すなわち、E-ディスカバリーをアレンジ 説明をする責

邦民訴規則一一条」になるかもしれないと考えられている。(『)

法律事務所に勤務する弁護士の責任

拠して行動する。訴訟代理人弁護士と企業内弁護士とでは、電子情報について考えることや知り得た情報に格差が これらの弁護士は、依頼者である企業組織の外側に存在する者であり、企業内弁護士によって述べられたことに依 連邦民訴規則二六条図の責任を負担するのは、ディスカバリー手続を実際に遂行する訴訟代理人弁護士である。

よって、二六条図に基づく制裁が課せられる可能性があるからである。(セラ) あり、このことは、訴訟代理人弁護士にとって好ましいことではない。両者間のコミュニケーションのギャップに

連邦民訴規則改正による悪影響

連邦民訴規則を改正した事により悪影響が生じるのではないかという懸念があるようである。公聴会において、

うに、その電子システムを改変ないし構築するということが主張された。同様に、ディスカバリーに関する制裁を 規則二六条的⑷⑭への反対意見としては、多くの企業が、自己の有するほとんどの電子情報にアクセスできないよ 反対の意見を述べていた者の多くは、被告側に立つ人々であったが、次のようなことが指摘されていた。連邦民訴

任を負うことが規定されている。この条文に反するとした裁判例も最近存在することから、二六条囘は、「新たな連 $(3 \cdot 4 - 256)$ 718 (2009.11)

制 を営むため電子情報に依存する会社にとって、 に 限する規定である連邦民訴規則三七条囘に対しては、 ステムをリセットするであろう、 と批判された。 それらの批判は当たらない、と。 しかし、 企業が、 これらの見解に対する多数意見はこうである。(『) 当該訴訟に有用な情報を削除するため どのような法改正にも批判は だ、 ただち 事業 つき

7

ものであるが、

当を得たものは多くないというのが、

現時点でのマーカス教授の認識のようである。

れば

保全段階では、 することが必要となる。 ステムに限らず、 されている電子情報を紙媒体に印刷するというものであることが指摘されている。 日本の医療事故訴訟においても、 E-ディスカバリーをきっかけに、 ならない。 連邦民訴規則改正に対する正当な評価は、 とはいえ、 医師・病院側の電子カルテシステムに直接アクセスすることはないように思われる。 電子情報は膨大な量になる傾向があり、 すでに注目すべき論点が存在することも、 つまり、 訴訟上必要と思われる情報を特定するために、 電子カルテの活用が注目されているが、その実態は、 相手方の情報システムに直接アクセスできるか、という点は興味深い。たとえば、 今後の研究業績や各条文の適用をめぐる裁判例 そのため、 マーカス教授によって示唆されている。 当該システムの持つ検索機能を効果的 その活用が必須となる可能性 患者側に立つ代理人弁護士 電子カルテシステムに保存 の集積を待たなけ 電子カル

び に

デ

1

スカ バ

リー

手続の拡充は、

実体法の整備、

充実とともに、

裁判所の役割が大きくなったことと歩調を合わせ

つい

ては今後の検討課題としたい。

定できない。

それゆえ、

米国におい

て、

連邦民訴規則

二四条のもと、

この問題がどのように処理されてい

いかえて

は否 駆使 テシ に (阪大法学) 59 (3・4-257) 719 (2009.11)

に

くの

か

スカバリー手続によってもたらされる諸々の負担には、米国内でも批判が根強く、そのことへの対処方法としては、 て実現したものであった。その背景として、同時に、革新的な技術革命の存在を忘れてはならない。一方で、ディ

ディスカバリーの規律として客観的に明確なルールを定めるというよりも、裁判所による管理が重視されてきたよ のディスカバリー手続のスキームが変更を受けたのかは、それ自体慎重に検討するべき問題ではある。 うした難問を解決するため、E-ディスカバリーに関する諸規定が連邦民訴規則に導入された。これによって、従来 うである。このことは、裁判所に対する信頼の裏返しかもしれない。 米国の民事訴訟において電子情報をどのように取り扱うかについて、その難問に最初に直面したのは、 本稿の焦点は、 それも都市部だけではなく、地方においても例外なくその洗礼を受けていたとの指摘もある。こ(『8) 民事訴訟における電子情報の取り扱いといった包括的な問題を考える前提として、 弁護士や

59

 $(3 \cdot 4 - 258)$

(2009.11)

720

被ったのは、法律事務所ないし弁護士であった。その業務のあり方が変化したのである。Eーディスカバリーに対応 かりとすることにあった。電子情報の管理について、企業は応分の負担を迫られたが、それ以上に重大な影響を におけるE-ディスカバリー導入による社会的な影響と今後生じるであろう問題点を確認し、日本での考察の手が

した部署を設置し、それに対応するスタッフを維持しなければならなくなった。そのため、アソシェイト弁護士の

こうした内部のスタッフや外部のベンダーが、今後、知的財産権を専門とするような弁護士と同等に扱われ、その 化するしかなくなる。その結果、E-ディスカバリーへの対応サポートを謳うベンダーが驚くべき速度で成長した。 は考えられなかったほどの膨大な情報が、保存・蓄積されることを意味し、しかも、それらはいたるところに偏在 地位を事務所内部で確立するのかは、 あり方にも変化が起きているといわれる。こうした電子情報への対応を内部化できない場合には、その負担を外部 一つの問題であろう。 一方、社会における電子化の進行は、 従来の紙媒体で

電子

カル

テ Ó

問題のみならず、

患者の医療情報、

診療の過程などがすべて電子化され、

ネッ

1 ワー

ク化され、

時に取り出すことができる可能性もある。(8) が、 そこにアクセスする弁護士や裁判所にも生じた結果といえる。 のような性質を持つ電子情報を管理する負担が、 後述するように、 コ ピー が 繰り返され、 「検索システム」を活用することで、 完全消去は困難とさえ思われ その所有者 る。 その負担を軽減し、 本稿で確認した米国におけるさまざまな出 (個人や企業) このことは、 いわば、 だけでなく、 膨大な情報の中 負の要素をはらむともいえる 訴訟対応を理由として、 から必要なもの 来事

とすれば、こうした「検索」

の主体が誰になるかを考えておく必要は

おい ろう。 則に内在する諸 民事訴訟法 に巻き込まれる可能性が高まり、 翻って、 ・ても、 実務運用の 日本の視点でこれらの問題を考えてみるとどうなるか。 上 0)原理 々 の問題を検討した上で、答えるべきであろう。 や原則に直ちに修正をせまるというものではないようにも思われるが、 レヴェルではないか。 それに対応するベンダーが登場しているとの報道もある。 直近で電子化の問題に直 それよりも、 日本でも国内企業が、 面しているのは、 最初に困難に直面するのは、 医療事故訴訟などであ 米国のE-ディ この点は、 しかし、 そのことが ス 連邦民訴規 力 日本に IJ

ても、 るの 共有されている。 いと思われるからである。 か 解 は 像度 P の異なるモニターであれば、 か Ü たとえば、 な問題であ 患者の患部の映像が動画として保存されている場合、 Ž, 再現する機材が法廷に準備されているとは限らない 診療ない し治療行為時における医師の判断の適正さを判断することは難 それをどのように法廷で再 仮に法廷で見られたとし

を参照するまでもなく、

個人や企業をめぐる一般の民事訴訟でも顕在化するはずである。

個

人や

織

0

情報管理

は現

在ほとんどすべて電子化されてい

る。

このことに鑑み

ń ば

0 問 題

は

米

玉

すなわち、 類似

一何をどこまで

保存 0 例 59 (3•4-259) [2009.11](阪大法学) 721

見られるのか」といったことに集約可能である。たとえば、 離婚訴訟で、 相手方配偶者の行動を特定するため

りとりを開示させられるのか。それが破棄されていた場合には、それを管理している業者に開示を求めることがで ETCによる高速道路利用情報を取り出せるのか。相手方配偶者の携帯電話に残された通話記録や電子メールのや (2009, 11)

法廷に開示されなかった情報であろうが、それは開示の対象にならないのか、という種々の問題が存在する。 きるのか。 医療事故の直後に担当の医師が、 先任の医師に書き送ったメールの内容は、 これまでの訴訟では

ても、E-ディスカバリーの導入によって、文書をレビューする仕事量が減少したといわている。 ムを活用すれば、膨大な情報の中から、瞬時に必要な情報を取得することができる。ちなみに、近時、米国におい し、一方で、電子システムには、 ○○○万枚の書類を見るのに、たとえば二○名ないし三○名の弁護士が実施にあたっていたとされるが、その後、 電子情報は、 既存の紙媒体に記録された情報よりも膨大であり、さまざまな情報がそこに記録されている。 周知の通り、「検索システム」が備わっているのが通常である。こうしたシステ すなわち、 従前は、 しか

59

 $(3 \cdot 4 - 260)$

722

ことである。たとえば、医療事故訴訟の保全段階で、電子カルテはプリントアウトされて膨大な量の紙が持ちださ れるといわれるが、 メールと別のメールを関連づけたりすることができるようになったため、レビューに要する人員が減少したという 事故が起こったとされる病院で、 原告側代理人がその電子カルテシステムを直接検索し、

E-ディスカバリーが導入されてからは、ソフトが開発され、このソフトを利用してキーワードを検索したり、ある

これらの具体的な問題を考えるためにも、なお、 米国の経験は、一定の価値を持つように思われる。 その意味で、

な情報を取得することはできるのであろうか。

連邦民訴規則内在的な検討については、他日を期したい。また、E–ディスカバリーの実情に関する観察を継続して

行うことも必要であると考える。

本稿は、 だいた諸先生方のご教示に、 いる。報告に際して、大阪地裁医療集中部の揖斐潔部長、大島眞一部長、徳岡由美子部長をはじめ、ご参集いた 容については、 科研費基盤研究(C) 大阪地方裁判所医療集中部における懇談会(平成二一年七月二五日) (研究代表:下村眞美) この場を借りてお礼申し上げるとともに、本論文の内容的不十分さや誤解はすべて 課題番号【20590510】の成果の一つである。 での報告の一部を構成して また、 内

筆者に帰すものであることをお断りしておく。

- 1 訴訟規則の改正」国際商事法務三四巻一一号一四一二頁(二〇〇七年)、金子宏直「米国における電子的ディスカバリ して、さしあたり、眞鍋佳奈「米国訴訟におけるディスカバリー手続と日本企業に求められる対応 Discovery)」法とコンピュータ二三号八三頁(二〇〇五年)参照 に関する改正法を踏まえて」NBL八五六号二二頁(二〇〇七年)、吉田大助「E–ディスカバリーに関する米国連邦民事 のユビキタス・アクセス』構想」法セミ五四巻五号三六頁―三九頁 (二〇〇九年)。E-ディスカバリーを紹介する文献と たとえば、川島四郎 「『e―サポート裁判所』システムの創造的構築のための基礎理論 「IT活用」による ---Eディスカバリー
- 2 ものであった。 mix, in ELECTRONIC DISCOVERY AND DIGITAL EVIDENCE, 1-15 (Shira A. Scheindlin et al. eds., 2009). に基づく civil procedure governing discovery of electronically stored information: fitting electronic discovery into the overall discovery 科研費基盤研究◎(研究代表:下村眞美)課題番号【20590510】に基づくインタビュー調査 当日のインタビューの内容は、いただいた資料 Richard L. Marcus, The 2006 amendments to the federal rules of 周知の通り、マーカス教授は、E-ディスカバリーに関する連邦民訴規則改正の担当者である (平成二一年二月 実
- 3 ADDRESS: E-DISCOVERY BEYOND THE FEDERAL RULES, 37 U. Balt. L. Rev. 321, 328 Richard L. Marcus, SYMPOSIUM ISSUE: ADVANCED ISSUES IN ELECTRONIC DISCOVERY: THE IMPACT OF FIRST YEAR OF THE FEDERAL RULES AND THE ADOPTION OF THE MARYLAND RULES: KEYNOTE (2008)
- 4 ディスカバリーに言及する文献は少なくないが、理論的観点からの分析では、高橋宏志「米国ディスカバリ

(阪大法学) 59 (3・4-261) 723 [2009.11]

『法学協会百周年記念論文集〔3〕』五二七頁―五五九頁(一九八三年)が有益である。

5

39

(2009.11)

(3•4-262) 724

(阪大法学) 59

- (7) この状況を辛辣に揶揄したものとして、Stephen N. Subrin, Discovery in Global Perspective: Are We Nuts?, 52 (Φ) Stephen N. Subrin, Fishing Expeditions Allowed: The Historical Background of the 1938 Federal Discovery Rules, DePaul L. Rev. 299 (2002) B.C. L. Rev. 691 (1998).
- 8 Richard L. Marcus, supra note 3, at 329
- 9 Ibid.
- 10 Ibid.
- 11 Ibid.
- 12 Richard Marcus, Discovery Containment Redux, 39 B.C. L. Rev. 747 (1998).
- 〔3〕 こうした動きは、プリ・トライアルにおける重要な情報へのアクセスに関わるコミットメントを放棄するというもの ではなかった。
- 14 Richard L. Marcus, supra note 3, at 329.
- 15
- 16 Richard L. Marcus, supra note 3, at 329
- 17
- 18 マーカス教授は、そのプロジェクトの特別委員に選任されていた。
- 20 19 Richard L. Marcus, supra note 3, at 330.
- 21
- Discovery, 73 Fordham L. Rev. 1 (2004). 参照。 この一連の会議の動向については、Richard Marcus, Only Yesterday: Reflections on Rulemaking Responses to E-
- Richard L. Marcus, supra note 3, at 330

- 23 S № (Richard L. Marcus, supra note 3, at 330.)° 多くの訴訟での電子メールの重要性を考えると、 たとえば、当時、電子メール自体、ディスカバリーの対象から外すということが有力に論じられていた。 そのような対応はいささか性急に過ぎるものであったと指摘されて 今日におけ
- (25) *Ibia* Ric.
- (전) Richard L. Marcus, supra note 3, at 331.
- (%) Ibid.
 (%) Oct. 27, 2000 Conference on Computer-F.
 (%) Richard L. Marcus, supra note 3, at 331
 - Oct. 27, 2000 Conference on Computer-Based Discovery at Brooklyn Law School (Oct. 4, 2000)
- Richard L. Marcus, supra note 3, at 332.

Richard L. Marcus, supra note 3, at 331-332

30

- 33 32 要綱案の公表は、弁護士らの強い関心を呼び起こし、二五〇以上の意見書が寄せられ、 もっとも、回答はほとんど戻ってこなかったようである(Ibid.)。
- くなったとされる (Ibid.)。 自己の意見書に関する意見提示を申し込んだため、ワシントンDCにおける公聴会の日程を余分に設定しなければならな

かつ、

あまりに多数の人々が

($\stackrel{\sim}{\approx}$) Richard L. Marcus, *supra* note 3, at 342.

Richard L. Marcus, supra note 3, at 343

(36) *Ibid*.

35

- (37) *Ibid.*
- (‰) *Ibid*
- 39 析を踏まえて、 この点についてのご示唆は、 なお考えてみたい。 大阪地裁医事部懇談会での山田文教授に負う。 連邦民訴規則の構造や関連する判例の分
- 40 John L. Carroll, E-Discovery: A Case Study in Rulemaking by State and Federal Courts, n The Rule(s)O. Law:

- 42 Ibid. See Eron Ben-Yehuda, Sending Unwise E-Mails Can Be Hazardous to Your Career, S.F. Daily J., Oct. 11.
- 43 Richard L. Marcus, supra note 3, Id. at 323
- 44 Reuters, Wall St. Firm Settles Case on Handling of E-Mail, N.Y. Times, Sept. 28, 2007, at C5
- 45 これは、Kablooey Mail と呼ばれるものであった。Andrew LaVallee, This Email Will Self-Destruct, Wall St. J., Aug.
- 2006, at D1
- 46 Kevin Livingston, Battle over Big Brother, S.F. Recorder, Aug. 30, 2001, at 1.

59

 $(3 \cdot 4 - 264)$

726

- 47 John Schwartz, Snoop Software Is Generating Privacy Concerns, N.Y. Times, Oct. 10, 2003, at C1.
- 48 Richard L. Marcus, supra note 3, at 324.
- 49
- 50 Janet H. Kwuon & Karen Wan, High Stakes for Missteps in EDD, N.J. L.J., Dec. 31, 2007
- 51 (Marcia Coyle, "Metadata" Mining Vexes Lauvers, Bars, Nat'l L.J., Feb. 18, 2008, at 1.)° たとえば、今なお、メタデータの意味やその取り扱いの重要性を理解しない弁護士が存在するとの指摘がある
- 52 Janet H. Kwuon & Karen Wan, supra note 11, at 3.
- 53 Kellie Schmitt, McDermott Plans to Fill Cheap Seats, S.F. Recorder, Nov. 1, 2007, at 1.
- 54 Richard L. Marcus, supra note 3, at 325
- 55 Zusha Elinson, GCs Embracing Outsourced Work, S.F. Recorder, Jan. 24, 2008,
- 56
- 57 Richard L. Marcus, supra note 3, at 326 Daphne Eviatar, Howrey Opens India Office for Document Management, S.F. Recorder, Feb. 11, 2008, at 3.
- com/2007 Socha-Gelbmann ED Survey Public Report.pdf. Ibid. See George Socha & Thomas Gelbmann, EDD Showcase: EDD Hits \$ 2 Billion 1 (2007), http://www.sochaconsulting

- 59 部のベンダー」を法廷で非難した(See Dan Levine, O'Melveny Says It's Sorry for Missing E-Mails, S.F. Recorder, Jan は、ディスカバリー手続において、七〇万通以上のメールを提出できなかったことを「ミス」として謝罪し、併せて、「外 Suits, S.F. Recorder, Jan. 18, 2008, at 9.)。同様に、二○○八年一月、ロスアンゼルスの O'Melveny & Myers 法律事務所 求めて提訴したが、両当事者は、その後すぐに、和解をしたことが公表された(See Law Firm, E-Discovery Vendor Settle たとして、未払いの料金のうち、七一万ドルの支払いが不要であると主張した(See Sullivan Sues Over E-Discovery リーのベンダーを提訴した。その会社の「仕事の遅延といい加減さ」によって、ディスカバリーに余計なコストがかかっ *Problems*, S.F. Recorder, Jan. 8, 2008, at 14.)。このベンダーは、反対に、ワシントン州裁判所に、七一万ドルの支払いを 2008, at 1.)。このように、ベンダーを利用することには、リスクを伴うことが分かる。 たとえば、二○○八年一月に、Sullivan & Cromwell 法律事務所は、ニューヨーク連邦地方裁判所に、E−ディスカバ
- (G) Tom McNichol, *The E-Vendors Cometh*, Cal. Law., Feb. 2008, at 37.
- 61 護士が必要ですよ。弁護士を雇わずに物事を進めるのはやめた方がよいですね。」(Richard L. Marcus, *supra* note 3, at このことは、弁護士が顧客を勧誘するときに用いられる言葉と同様であると揶揄される。「あなたが自分を守るためには弁 ベンダーが、販売戦略上、弁護士に言い続けている決めの言葉は、「一人で大丈夫ですか?」というもの。 ある意味、
- (S) Eamon Kircher-Allen, Electronic Expertise, Cal. Law., Oct. 2007, at 9.
- 63 Sandra Rosenzweig, Up to Speed on E-Discovery, Cal. Law., Oct. 2007, at 28
- 64 John Simerman, Lawyers Dig into FasTrak Data, Oakland Tribune, June 5, 2007, at 1.
- 65 くなものではないと揶揄されている(John J. Coughlin, *Learning from the E-Discovery Mistakes of Others*, Nat'l L.J.. ブリトニー・スピアーズの私生活に関する報道とE-ディスカバリーに関する報道を対比して、 10, 2007, at E4.)° 毎週報じられるが、
- (6) Smith v. Cafe Asia, 246 F.R.D. 19 (D.D.C. 2007).
- 67 Mary Pat Gallagher, MySpace, Facebook Pages May Aid Insurance Dispute, S.F. Recorder, Feb. 4, 2008. , at 3
- (\mathfrak{S}) Richard L. Marcus, *supra* note 3, at 345

阪大法学) 59 (3•4-265) 727 [2009.11]

- 69 See In re Ford Motor Co., 345 F.3d 1315, 1317 (11th Cir. 2003)
- 70 Fed. R. 34 (a) advisory committee's note to the 2006 amendments.
- $\widehat{71}$ Richard L. Marcus, supra note 3, at 345
- もともと、この条項は、連邦民訴規則一一条に比肩する重要な規定と考えられていたようである。

Alan Wright, Arthur R. Miller & Richard L. Marcus, Federal Practice & Procedures § 2052, at 630 (2d ed. 1994)

- 73 Richard L. Marcus, supra note 3, at 346
- 74 See, e.g., GFTM, Inc. v. Wal-Mart Stores, Inc., No. 98 CIV 7724 RPP 2000 WL 335558 (S.D.N.Y. 2000)
- 75 Richard L. Marcus, supra note 3, at 347
- 76 Ibid.
- 77 Ibid
- 78 Richard L. Marcus, supra note 3, at 333
- 79 たとえば、Web 記事であるが、http://www.atmarkit.co.jp/news/200812/08/forensic.html 参照。
- 米国連邦地方裁判所においては、この間の取組みとして、すべての事件記録を電子化し、少額の手数料と引き換えに、

ネット上から検索、ダウンロードができるシステム(Public Access to Court Electronic Records PACER)を構築したと

Lynn Lopucki 教授(カリフォルニア大学ロサンゼルス校、ハーバード大学ロースクール客員教授)より、資料(Lynn

のことである。この点については、平成二一年一一月五日における、ハーバード大学でのインタビュー調査において、

- Lopucki, Court System Transparency, 94 Iowa Law Review 481 (2009).) とともに貴重なご示唆をいただいた。
- 〔81〕 この点は、阿部隆徳弁護士が、米国特許訴訟のサマリージャッジメントヒアリングに出席した際に、同席した米国 的にはすべての書類を五回程度見ることがよいのであるが、現実には不可能なため、ソフトを用いた検索によるレビュ 護士から聴取した内容をご教示いただいた。また、検索システムに依存するレビューでは、見落としのリスクが大きいの トして紙媒体で読んだ場合にも見落としはあること、また、同じ書類も、二度、三度と見れば、 ではないかという阿部弁護士の質問に対して、見落としが出てくることはたしかにあり得るが、 見方が変わるため、 電子情報をプリントアウ

でよいとの回答であった。

(3.4-266) 728 (2009.11) 59